

特集・進行する 「臨教審」状況

子どもは人間らしい 育ち方を保障されているか

— 親の子育て要求と保育行政 —

「臨教審」研究第一部会

はじめに

「臨教審」研究第一部会（乳、幼児の子育て・教育）は、当初A・B二つの班に分かれてそれぞれの課題を追求し、後段、両者の合同部会で成果の交流を図り、標記のテーマに即して、部会として一本の報告書にまとめようということで仕事をすすめてきた。

A班の課題は「ゼロ歳児保育の実態（調査と施設拡充をどうすすめるか）」で、新潟市保育運動連絡会及び「あゆみ」保育園での調査結果をもとに、分析・検討をすすめた。

B班の課題は「子どもの発達と、親・園・保育者の

課題」で、子どもが人間らしく育つための環境や条件はどうなっているかを具体的に持ちより、現象の背景にも迫りながら、「臨教審」の答申の反国民性となげ、その本質を明らかにすべく検討をすすめた。

部会のメンバーは、大学教授、医師、医療労働者、保育者など一人名である。各自それぞれに昼間の勤めがあるため、検討のための会合はすべて夜間にしか持てなかつた。そうした制約から、必ずしもまだ、全体として十分な検討の集約ができたとは、私たちも思っていない。したがって本稿は、あくまで、私たちの部会の現時点での到達点である。

一、親の生活現実と子どもの発達のゆがみ

(一) きびしさを増す親の労働条件

かつて「農業地域工業導入事業」で地域に進出し、農家の主婦に就労の機会を与えてきた多くの企業が、今歯止めもなく襲いかかる円高不況を理由にして、操業の短縮や農村からの撤退を始めている（撤退した企業は労賃の安い、韓国・台湾・東南アジアなどに進出するのだという＝産業空洞化現象）。

あちこちから、「企業の操短でパートの仕事がなくなった」とか、「食品団地のパン工場が倒産して失業した」とかの声が聞こえてくる。縮小された操業の中でかろうじて生き残った人々は、しがみついても今の仕事を奪われないようにと、益々劣悪化する労働条件にも耐え忍ばなくてはならない。

新潟市近郊の農村を例にとれば、農家の主婦の場合、パートの勤めが終わってからもその後には畑の仕事を待っている。イチゴやメロンの出荷期はさらにたいへんで、翌朝早くの出荷に備えて、夜遅くまでの作業が続くのである。

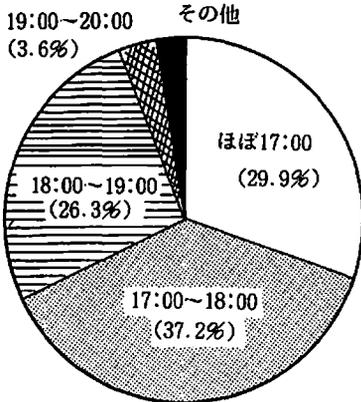
労働条件の過酷さは都市労働者の場合も例外ではない。

保育園児A子（五歳）の家庭は、家を新築したので毎月九万円を弁済しなければならぬ。父親は長距離の運転手である。母親は、午前九時から午後三時まで近くのスーパーマーケットに勤め、午後八時から一時まで少し屋で働いている。夜母親が勤めに出た後、A子は小学校二年生の兄と「テレビをみながらねている」のだという。

「働く親（特に母親）の労働条件の劣悪さが、子育ての難しさを増大させています」と、保母の一人が言っていた。

新潟市保育運動連絡会（会長坂本典子）などが中心になって行なった、新潟市内のゼロ歳児を持つ家庭二〇〇世帯を対象にした、「0歳児家庭実態調査」（有効回答数一八九〇）によれば、ゼロ歳児を持つ世帯の六二％は核家族であり、全体の三〇％が共働きで母親も就労している。この配分は、新潟市における比較的若い世代の、子どもを持つ世帯の平均的な姿ととらえてよいだろうと思うが、就労している母親の職種は、会社員三四％、公務員九％、教員六％、保母五％、看護婦九％、自営一七％、農業六％、その他三一％であり、雇用の形態をみると、八三％までが「常勤」となっている。ここで知りたいことはその「常勤」の勤務態様

〔グラフ〕①



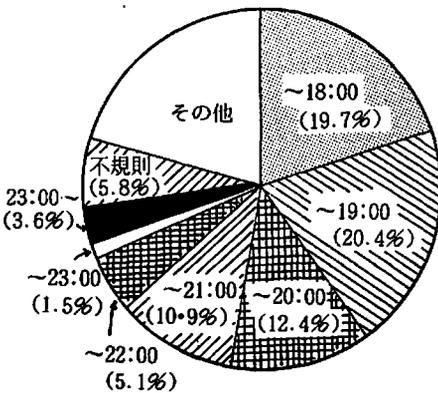
婦人医療労働者の勤務終了時刻
(日勤の場合)

市民病院婦人部調87.11(有効回答137)

であるが、この調査はそこまではふれていなかった。グラフ①は、新潟市民病院に勤務する、子どもを持つ婦人労働者の「日勤」の場合における、実質勤務終了時刻の実態である(新潟市職員労働組合・市民病院部会「子育て・くらしについてのアンケート87・11」より)。

医療労働者、とりわけ看護婦の勤務態様は複雑で特殊だが、「日勤」の勤務態様は一般の公務員労働者の場合と、ほぼ共通しているとみてよいと思う。そして通勤時間や買物を考えると、実際の帰宅時刻は、このデーターの時刻より少なくともそれぞれ一時間ずつ遅くなるはずである。ちなみに、回答者全員のうち、小学生以下の子どもを持つ母親は八六%を占め、さらに

〔グラフ〕②



夫の帰宅時刻

市民病院婦人部調87.11(有効回答137)

その六六% (全体の四六%) は六歳未満児を持っている (平均子ども数は一・六人)。

グラフ②は、同じ医療労働者の夫の帰宅時刻の集計である。幼児の、お休みタイム、午後八時過ぎの帰宅が、二〇%を越している。夫の職種で最も多いのは会社員で、全体の五三%を占めていた。

帰宅が遅くなるということの家庭生活に及ぼす影響は大きい。ことに、子育ての渦中にある母親にとっては深刻である。

例えば、特殊な勤務形態を強いられる看護婦を除いても、「夕食を毎日、家族そろって食べられる」という家庭は二二%しかなかった。「週三回以下」という

家庭が四八%も占めている。理由は「夫の帰宅が遅いから」五八%、「自分の帰宅が遅いから」三〇%である(何れも看護婦を除く)。

また、帰宅が遅くなればなるほど、家事や子どもの世話で、休養の時間が減少する。看護婦以外の職種でも、「翌日に疲れが残る」三二%、「かなり疲れている」一〇%、「病気の自覚症状がある」五%と、全体の四七% (看護婦の場合は六九%) が身体の不調を訴えている。おまけに、家事、育児への夫の協力度は、核家族の場合で六三%、三世代家族では五〇%でしかない。早く早くと子どもを急き立てるなどはまだしも、イライラが高じて、ついつい子どもに当たってしまうということも起ってくるであろう。夫婦げんかの原因も、トップは「子育てや子どもの教育のこと」で、三三%と高い。そして仕事を続けている理由では、「仕事が好きだから」一八%、「働きたいから」三一%に對して、「経済的理由から」が六八%と群を抜いていた(一部複数回答あり、看護婦を含む)。

やや数字を並べ過ぎたきらいがあるが、以上は、現に子育ての途上にある婦人都市労働者の生活実態の一端である。民間での就労の場合は、一般に、さらに厳しい労働条件の中におかれているだろうと想像できる

が、こうした状況の下で、親たちは何に悩み、どのような子育て要求を抱き、現に自分の子どもをどのよう
に育てているのだろうか。

(二) 保母が見た子どもの姿

多くの働く母親、特に乳幼児を持つ婦人労働者に共通する悩みの一つは、「子どもと接触する時間が少ない」ということのようにである。前掲の「子育て・くらしについてのアンケート」をみると、「母親が十分に世話をしあげられないので、子どもが何となく淋しそうだ。どうしたらその淋しさを解消してやれるだろうか。子どもが具合の悪い時も、休みがとれず一人寝かせてでかけることもある。わが子に「行ってらっしゃい」「お帰りなさい」を言ってあげられない。冬の日など、部屋を暖めて迎えてあげたいなあと思う。また、保育園や学校の行事・参観などにも思うようには参加できないし、子どもの勉強(読み聞かせなども)をみてあげたいがその時間がない。しつけのことも心配だ。夫婦とも帰宅が遅いので義母に任せてあるのだが、最近はずいぶん義母のいうことをきかなくなってきた……。そして、小学校に入学しても学校の生活に順応していきけるだろうか、将来の進学を考えても、今から

心配だ……」という母親のわが子への思いが浮かび上がってくる。

ごく大雑把なデータでしかないが、親たちの子育ての悩みが奈辺にあるかを概略掴むことはできようと思う。しかしこうした調査からは、いわゆる「子育ての難しさ」の全容をとらえることはできない。そこでここでは、現に子どもたちがどのように育っているかについて、保育園の保母の目を通して見たいいくつかの例を挙げてみたい。

ゼロ歳児の保育で最近気になることは、入所している子どもの中に、「身体のかたい子」「うつぶせをいやがる子」「這おうとしない子」などが増えていることだという。

産休明けから入所したC児の場合は、通勤する母親の車に乗せられて登園するのだが、車から降ろされた時には車の振動におびえてであろう、腕を曲げ手を握って、身体を硬直させていたという。泣き声も他の子と違ってピリピリしている。登園後も、普通は保母が身体をゆすってあげると喜ぶはずなのに、C児は逆に身体をこわばらせてしまう。寝返りもしない。保母がおもちゃであやしたり歌を歌ってあげても、手足をバタバタ動かして全身で喜びを表現するはずなのに、こ

の子は表情も乏しく、抱き上げても、ズシンと重い。もちろん、保母たちのさまざまな働きかけ——マッサージ体操を多くとり入れたたり、「ゴロゴロ、ゴロゴロ」とリズムカルに身体をゆすったり、「あやし」「抱き上げ」「ゆさぶり」などの情動交流を豊かにして保母との信頼関係をつくり、子どもの気持ちの安定をはかりながら働きかけていくことで、こうした子どもも、やがて「人間としての生きる力」を少しずつ開花させていくのだが、それにしても、車のシートを乳児のベツト代りと考えたり、「おんぶ」や「だっこ」の役割を動く車のシートで代行させているような子育てが、最近では決して特殊なケースとは言えなくなっているという。

「それぞれの親たちは、子どもの健康、幸福をとねがって子育てをしている筈なのに……」とある保母がつぶやく。

一歳児のE君と三歳児のH君の兄弟は二人ともそろって午前中はアクビの連続。昼食を食べるともう眠たくてウトウトしてしまう。二人とも暗記力がよく、テレビマンガのテーマソングや子どもの歌、昔話などよく覚えてきて保母にも聞かせてくれる。ある時、一歳児が四人ほど砂遊びをしていたら、それまで園庭の真



中で「ターターター」といって転がっていたE児（二歳）が、さつと砂遊びの子どもたちの背後にかけ寄った。そして、いきなり一人の子の首を両手でかかえてむと、そのまま自分で仰向けに倒れる。首をしめられて倒された子が泣くと、E児はニヤリと笑って次の子へ……こうして四人とも転ばせると、そこで得意の「ポーズ」である。保母が行ってたしなめても、どこ吹く風といった表情で目は虚ろ、口の中でブツブツ「マスクマン」の台詞を口ずさんでいる。

母親の話では、E児もH児もテレビマンガが大好きなので食事中でもテレビはつけっぱなし、夕食後や日曜日はテレビマンガのビデオを見て過ごす。正月などに母親の実家へ行くときもビデオテープは忘れずに持っていくとのことであった。「E児とH児の頭の中には、いつも『マスクマン』や『チェンジマン』の場面が浮かんでいて、現実の世界もマンガのイメージでしかとらえられないのでしょうか」と報告してくれた保母は付け加えた。

「子どもが喜んでさえいれば、それで子どもはスクスク育っているんだと思っている親が意外に多いんです。忙しさ、核家族化等のなかで、子育ての知恵や育児の技術が母親に伝わりにくくなっているみたい……」

と別の保母が言う。

一方、新潟市近郊に住むある母親は、毎朝玄関で「いつてらっしゃい。今日もがんばってね」と子どもを送り出す。

町で生まれ、育って、農家の長男のところに嫁いできたという彼女は、「私自身、小学校、中学校、高校とがんばってきたし、今もがんばっている。がんばらなければ今までやってこれなかったでしょう。だから（小さな）息子にもがんばれと常に励ましているのです」というのが口ぐせである。

「とにかく、何事もがんばれと励ましてきました。散歩も、『あそこまでがんばれ』というふうに。保育所への入所前には、文字や数をがんばれと励まして教えました。子どもは泣きながらもがんばりました。『泣くなら、もうやめる?』と言うと、『やる』と言って……」

この母親の子は、いつも保母の指示通りに行動しようとして、「がんばり」緊張するのだが、うまくいかない時、失敗しそうな時、わからない時、食べられない時など、情けないほどつらそうな表情になる。そして、何か一つのことですぐに泣き出すと、それまで耐えてきた様々なつらさをそこで全部吐き出したい思いに駆ら

れるかのように、おいおい泣いて止まらないという。

「入所したての頃（三歳）、園に送り届けて帰るとき、泣き叫んで母親の後追いをする子が多いなかで、私の子は（健気にも）、唇をかねで、涙を手でふきながら、手を振っていました」と言う母親。「今、この子の年齢だと、どんなことがわかっていけば大丈夫なんでしょう。ノートとえんぴつに慣れさせる訓練をしているのですけれど……」と言う母親。どんな育ち方をし、どう変わったかという観点で子どもをみることができず、「うちの子、今日は、いい子でしたか」としか尋ねない母親。そして子どもは、「おうちで勉強してるよ。あんた2+2わかる？ わからない？ ばかみたい」（五歳女児）。絵も描けないのに、文字や数字を書く子が増えているともいう。

「入学に際しての懇談会では名前が書ける程度でよい、という学校のお話で安心していただけですが、やがて学校が始まると、文字の習得や計算の進度が速くて、なかなかついていけない状況が間もなくあらわれてきたんです。例えば数ですが、カードの裏に9が書いてあり、表に6+3、4+5、2+7などが書いてあるのを持たせられて、家で覚えてくるようにという宿題なのです。毎晩一〇時過ぎまでやるの

ですが、子どもはもうすっかり意欲をなくしていてどうにも思うようにゆかない。文字の練習もそうでした……」（金田広氏・「教育情報」No.15）

これは、今年初めて長女を小学校に入学させた父親の発言であるが、偏差値輪切り体制の学校教育の中で、こうした能力主義が一年生の教育にまで浸透してきている様子を耳にするにつけ、年長の子を持つ親たちの心は学力主義・効率主義の方向に駆られていくのであるろうか。新聞のほぼ一頁全面を使った、「三歳からでは遅すぎる」式の誇大広告が、さらにそうした親たちの気持ちをあおり立てているものと思われる。

顔の形が一人ひとり違うように、子どもはそれぞれに違う育ち方をしている。当然親たちの子育てもまた千差万別であり、以上述べてきたような事例は挙げれば切りがなくなってくる。しかし共通していることは、「子育ての方針をきちんと持てないでいる親がずいぶん多い」ということのようにだ。

益々厳しさを増す親たちの就労の条件、子どもの未来に幻想ともいえる夢を託さざるを得ないような「がんばりがらめの生活の中での親のもつ問題、子どもの問題はいまや単なる「お話し合い」ではどうにもならなところに来ている。一歩ふみこんだ子育ての連帯がどう

しても必要だ」と保母たちは言う。

二、親の子育て要求と保育行政

(一) 親の子育て意識

前にも書いたように、新潟市保育運動連絡会が中心になって昨年まとめた「一九八六年新潟市0歳児家庭実態調査報告書（以下「報告書」）」（一部、「臨教審シンプジウム」で宮極厚彦氏が報告によれば、新潟市内でゼロ歳児を持つ母親の三〇％は、育事をしながら働き（就労し）続けている。この数字は、大阪衛星都市連合職員組合が前年に実施した調査結果で、（働く婦人が年々増加しているなかで）ゼロ歳児をもつ母親の就労率が一八％であったのと比較すると、かなり高い比率であることがわかる。

ところでその保育形態であるが、育児休業中が四％、公・私立保育所、職場保育園、託児所が合わせて二一％、祖父母に託しているケース六七％、母親自身の保育二七％であった。およそ三分の二が祖父母に依存していることについて、「報告書」は次のように考察している。

「これは、新潟市における家族構成の特徴が大きく影

響しているといえます。つまり、全国的に核家族化現象が進行しているなかで、新潟市の核家族は六二％、三世代同居家族は三八％と、全国平均がそれぞれ七五％、二五％であるのに比較して、三世代同居家族の占める割合がかなり高率を示しており、このことが共働きを可能にしているという見方ができま

す。しかし、祖父母の手を借りてかろうじて就労できるといふ現実、裏を返せば、祖父母の健康状態がそこなわれた時の不安を常に抱えているということ、です。新潟市における産休明け保育が不十分な理由の一つに、三世代家族の多いことがあげられるのかも知れませんが、母親が安心して働き続けるためには、祖父母に依存する保育では限界があるといえます。ますます増え続けるであろう共稼ぎ家庭を考え

る時、保育に欠ける児童に対する行政措置は、もっと積極的であるべきでしょう。」

一方、現在就労していないと回答した、ゼロ歳児を持つ母親は全体の六九％であるが、そのうち、全く就労の経験がないとしたのはわずか三％であった。あとは、結婚するまで働いていたというケースが四六％、出産まで働いていたケースが五一％を占めている。ち

なみにその就労先は民間会社が七二%と圧倒的に多く、子育てをしながらい民間会社で働き続けることの難しさを如実に示していた。「報告書」は、「育児休業制度が導入されていない民間企業等に勤務する場合、産休明け保育の受け入れがなければ、無念の思いで退職せざるを得ません。これは「女子差別撤廃条約」一条に明記されている「すべての人間の奪い得ない権利としての労働」を、間接的にはありますが、剥奪していることにもなります」とも述べている。

しかし、反面、仕事をやめた理由をみると、「子育ては自分の手でしたい」という回答が四八%、「子育てと仕事の両立は難しい」が一%、合わせて六割にも上る母親が、自らの選択で育児に専念する道を選んだことになる。

この数はそのまま、「今ゼロ歳児を受け入れる保育所があれば 入れたいですか」の問に、「入れたくない(六二%)」と答えた数に相応する。ついでに言えば現に入所させているという回答は四%に過ぎなかったが、それは新潟市におけるゼロ歳児の収容能力そのものの数を示すという。そして、「入れたい」の回答は一九%であった。これは現在の収容能力の五倍の数であるともいう。

参考 新潟市民病院婦人部の調べでは、「職場に保育所があったら入れますか」の問いに、産休明けで四三%、三歳以上で二七%が「入れたい」と回答している。

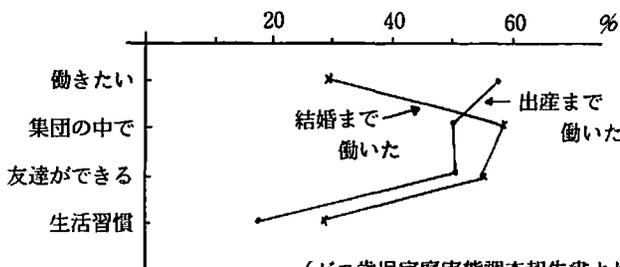
ゼロ歳児を保育所に入れたくない理由は、「育児は母親がすべきだ(六五%)」「育児は家庭ですべきだ(二九%)」「ゼロ歳児に集団保育は無理(二三%)」「保育料が高い(一九%)」であった。このうち、「保育料が高い」の理由は深刻である。他の三項目に関しては、「報告書」が次のように考察している。

「子どもを保育所に入れることは、大層かわいそうなことだという考えが、今なお根強く大人たちの意識を支配しており、『そんなにまでしてお母さんは働かなくても……』という同情ともあわれみともとれる言葉が、働く婦人の周辺でささやかれています(中略) …一九六〇年代における技術革新は婦人労働者と「保育に欠ける」子どもの急増をもたらしましたが、同時に長い間抑圧され続けてきた婦人が、新憲法のもとで「権利としての労働」を主張するきっかけでもありました。その当時の婦人運動は、育児を社会化して、母親が働くことと、子どもの発達とを両立させるための社会的施設として、「ポスト

の数ほど保育所を」というスローガンを掲げました。保育所増設の要求が全国的な広がりをみせるなかで、国は、「母性愛」を重視した「保育七原則」を公にし、母親に労働をとるか育児をとるか二者択一を迫ることで、保育要求の沈静化につとめてきました。その裏付けとしてホスピタリズム論を登場させ、働く母親の不安をかきたてたのです。企業は、安手の労働力を確保する手段として、婦人をいったん家庭に帰し、子どもがある程度成長した時点での、パートとしての雇用形態が必要だったことがうかがわれます。保育行政もそれに歩調を合わせ、産休明け保育も延長保育も行われず、充実した保育ができるような労働条件を整備するというものではありませんでした。意図的に家庭育児が子どもにとって最も幸せだとする「集団保育は子どもをだめにする」という書物まで出版されています（久徳重盛「母原病」『病める現代の保育崩壊』一九八四年など）。しかし今、子どもたちの問題は、発達のゆがみやおくれの点で深刻化してきています。転びやすいとか、転んだ時とつきに手がつけないとか、遊ぶ意欲がないとか、持久力が弱いとか：（中略）…「集団保育は子どもをだめにする」どころか、「集団保育は今の乳幼児には

必要だ。家庭保育と保育所保育の両方を経験することで子どもは健全に育つ」と佐藤勝徳氏（子育ては保育所と共に）一九八五）は確信をもって言っています……」

〔グラフ〕③ 働いていない母親の保育園に入れたい理由



(ゼロ歳児家庭実態調査報告書より)

以上に対して、グラフ③は、「ゼロ歳児保育施設があれば入所させたい」という母親たちに、その理由を求めたものである。「集団の中のびのび育てたい」「友だちがたくさんできる」の理由が五〇％を超えていることは、前記の「報告書」が述べる、保育園の「保育機能」への期待がかなり高いものであることを示しているといえるだろう。そしてさらに、

「働きたいから」の理由が、特に「出産まで働いていた」母親の場合、六〇%にも及んでいることに注目したいと思う。実は、「育児は自分の手で」と回答している層の中に「子どもが少し大きくなったら再度就労したい」と考えている母親も多く、それらを含めると、「働きたい」という母親は全体の七一%にも達するのである。「人間らしく働き、人間らしく子育てをした」という婦人の願いは今後ますます増大していくことであろう。

(二) 「母親よ家庭へ帰れ」の保育行政

さて、これまで述べてきたような親たちの保育要求に対して、保育行政はどのように対応しようとしているだろうか。

一月二三日のNHKニュースは、「厚生省が二〇年ぶりに『保育指針』(保育所の保育内容を示したもの)を見直すことになり、その旨を中央児童福祉審議会に諮問した」と報じていた。短い、スポット的な報道であり、翌日の新聞にも載らなかったもので詳細は知り得ないが、「現行の『三歳、四歳、五歳』の年齢区分をもっと小刻みにして『六か月、一年、一年六か月…』のように改めること」、「現行では『集団生活』に重きを

おいているが、今後は「個性伸長」を重視すること」などが、諮問の内容に含まれていると聞いた。

新潟・福祉保育労働組合の小原昇氏によれば、諮問は実際には昨春秋に行われたものであり、前記NHKが報じた諮問内容の根底には、保育所の教育機能を重視するのではなく、逆に養護機能を強化し、幼稚園と保育所の役割りの違いをより鮮明にしようという企図があるとのことである。

ところで、八六年一二月、政府は「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」(以下「整理合理化法」)を成立させている。これによって、それまで「機関委任事務」(国の指揮監督下で自治体の長が行う事務)だった保育事務(保育所人措置や保育料徴収の仕事)が、「団体委任事務」(委任事務ではあるが自治体が自主的に自律的に処理すべき事務)ということになった。一見、国の行政権限が自治体に委譲され、したがって自治体の自主的判断で保育行政を行うことができるから歓迎すべきことのように見える。しかし、政府は、行政の保育責任を定めた児童福祉法第二四条を同時に「改正」し、「市町村は、政令で定める基準に従い条例に定めるところにより」の文言を挿入して、国の定める「基準」に自治体が従わ

〔資料〕

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（抄）
 第9条の2 法24条の規定による措置は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する常態にあること。

なければならぬようにタガをかけることも忘れなかつた。

実際、この基準（政令Ⅱ資料参照）が制定されてから、入所資格が厳密に問われるようになり、「保育不能申し立て書」に民生委員の証明や診断書を付さなければならぬなど、入所手続きの煩雑さが問題視され始めている。

以上のことを背景にして、もう一度諮問の内容を考えると、見せかけは、幼児の年齢や発達段階に応じたキメ細やかな保育をとう願う、親や保育者の要求に応えたかのような「年齢区分の見直し」も、実は入所資格のより厳しいチェックのためのものであり、入所対象

児の範囲を結果として狭めていくことに役立たせるものでしかないといえるだろう。

臨調「行革」のもとで福祉の切捨てを図る政府の本音は、行政の保育責任を母親の育児責任に転嫁させる、育児私事論である。臨調「行革」の仕掛人、中曽根前首相の意向を受けた臨時教育審議会（以下「臨教審」）の答申にも、根底にそれがある。

「臨教審」は、「都市化の進展や家庭の機能が変化するなかで、今日、家庭や地域社会の教育力が低下している」とし、「とくに乳幼児期に親と子の基本的な信頼関係（親と子の絆）を形成（二次答申では「確立」といっている）するとともに、適時、適切なしつけを行うことは家庭が果たすべき重大な責務である」（最終答申）と述べる。そしてさらに、「乳児の保育は可能なかぎり家庭において行われることが望ましい」（三次答申）と強調するのである。

前記「諮問」の「『集団』よりも『個性』重視を」の発想もまさしく「臨教審」のそれであり、今後出されてくる児童福祉審議会の答申内容に何が盛り込まれてくるかを、私たちはきちんと見極めなければならぬと思う。